

日本アイスフラワーアカデミー 受講概要書

お申し込みの前に、必ず以下の内容をご確認ください。

以下の内容は、日本アイスフラワーアカデミーへご入校をご検討いただく際の大切な情報をまとめたものです。

お申し込みの際に「日本アイスフラワーアカデミー受講申込書」と合わせて必ずご一読くださいますようお願いいたします。

1. 事業主

法人名	株式会社 テンマック
本社住所	東京都千代田区神田須田町 1-22-8 イイヅカビル 7F
電話番号	03-5298-3831
代表者氏名	代表取締役社長 町田 光則

2. 提供サービス（役務）

授業の内容	アイスフラワーを利用した、アレンジメント技術の教授
授業の形態	当社施設および当社の指定する施設
提供期間	別紙パンフレットをご参照ください。

3. お支払いについて

入学金	21,000 円(消費税込)
授業料	別紙パンフレットをご参照ください。
教材費	受講料に含まれます。また授業で利用する資材のうち一部は各自で準備いただきます。 (アカデミーで購入することも可能です)
お支払方法	指定銀行口座一括振込、クレジットカード決済、または指定業者とのローン締結
時期	請求書に記載されている受講料の全額を指定期日（お申し込み講座受講開始 6 銀行営業日前）までにお支払い（指定銀行口座への一括振込みの場合、振込手数料はお客様のご負担となります）いただきます。

4. クーリングオフ（契約解除）について

お客様は、特定商取引法に基づき契約の解除（クーリングオフ）を行うことができるものとします。

この対象となる授業は、授業開始から終了までが 2 カ月を超過し、お支払いの総額が 5 万円を超えるコースとなります。

お客様は、お申し込み書面（日本アイスフラワーアカデミー受講申込書）を受領した日を含む 8 日間は書面により無条件に契約の解除（クーリングオフ）を行うことができます。

クーリングオフの効力は、契約の解除にかかる書面による通知を発信した日（郵便消印日付または、配達記録日付）から生じます。

弊社は、クーリングオフにより契約が解除となった場合は、既に授業が回避されている場合であっても、その対価の請求を行わず、また、既に対価の全部または一部をお支払いいただいている場合は、速やかに全額を返金いたします。

お客様は、クーリングオフに伴い、損害賠償、違約金及び施設利用料等の対価を支払う義務はございません。クーリングオフにより契約が解除となった場合、お客様は、弊社が提供した教材および関連する備品などを弊社に返却する義務を負います。なお、この返却に関する費用（送料等）は、弊社の負担となります。

5. 中途解約について

お客様は、特定商取引法に基づきクーリングオフ期間経過後（日本アイスフラワーアカデミー受講申込書の受領日から起算して8日を経過した後）においても、コースの全部または一部を解約（中途解約）することができます。

これらの対象となる授業は、授業開始から終了までが2カ月を超過し、お支払いの総額が5万円を超えるコースとなります。

中途解約は、お客様より中途解約にかかるお申し出を弊社が受領した日、または中途解約にかかる書面による通知が弊社に到達した日にその効力が生じます。

● 受講開始前の解約

お支払い金額から、契約締結及び履行のために通常要する費用として1万5千円（税込）を差し引いた金額を速やかに払い戻しいたします。

$$\text{払い戻し金額} = \text{お支払い金額} - \text{手数料} (1万5千円)$$

● 受講開始後の解約

契約残額（お支払い金額から履修済み授業対価を差し引いた金額）から契約締結及び履行のために通常要する費用として5万円または契約残額の20%に相当する額のいずれか低いほうを差し引いた金額を払い戻しいたします。

$$\text{払い戻し金額} = \text{お支払い金額} - \text{履修済み授業対価} - \text{手数料} (5万円または契約残額の20\%に相当するいずれか低い額)$$

$$\text{契約残額} = \text{お支払い金額} - \text{履修済み授業対価}$$

6. 割賦支払に関する抗弁権接続について

割賦購入斡旋（信販会社利用のクレジット）によってお支払いされる場合は、役務提供事業者（当社）に対して生じている事由をもって割賦購入斡旋業者（信販会社）に対するお支払いを停止することができます。

7. キャンセル規定について

クーリングオフ及び中途解約の適用外授業に対しては、下記のキャンセル方針を適用するものとします。

お申し込みいただいた授業のうち未受講分の授業またはコースの全部または一部を無償でキャンセルすることができます。

以上